

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向3 継続できる農業の実現

- 地域農業を支える集落営農や農業支援グループの組織化を支援するとともに、法人化等による経営基盤の強化を図り、組織の持続的な発展を支援します。
- 出口戦略を明確化したうえで小規模な農地で、地域資源を活用したスモール農業を支援します。
- 地域の農業者自らが将来の農地利用調整を行う体制を構築していくため、集落などの地域単位で農地を一元的に管理する活動を支援します。

【施策】

1) 集落営農組織の持続的発展
2) 地域資源を活用したスモール農業の推進
3) 農地を一元管理する地域まるっと中間管理方式の導入

【指標】

番号	指 標	現 状 (R6年度)	目 標 (R12年度)	目標の考え方
1	集落営農法人への農地集積面積	1,540ha	1,640ha	集落営農法人への集積面積の100ha増加を目指します。
再掲	地域計画において将来の受け手が位置付けられた農地の割合	28%	66%	令和7年3月策定時点の地域計画区域内の農地面積のうち、農業振興地域農用地区域（守るべき農地）の割合を元に設定します。
2	新たな集落営農組織の設立数	36組織 (R2～R6年度)	50組織 (R8～R12年度)	直近5か年の実績を上回る10組織/年の確保を目指します。
3	農地を一元管理する地域の支援箇所数	—	7地域	5年間で7地域を支援します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進**展開方向3** 1) 集落営農組織の持続的発展

- 地域農業を支える集落営農や農業支援グループの組織化を支援するとともに、法人化等による経営基盤の強化を図り、組織の持続的な発展を支援します。
- 世代交代を見据えた若手構成員の確保や育成を図り、知識や技術の円滑な継承を促進します。
- 地域の担い手や近隣の集落営農組織との連携を支援することで、経営規模の拡大と経営の効率化を図ります。

現状と課題

- 担い手の確保や農地の維持が課題となっている中、集落営農は、農業生産や販売の共同化などを通じて、地域農業の維持・発展や農地利用に大きく貢献しており、今後も、地域農業を支える重要な担い手としての役割が期待されます。
- 県内の集落営農組織数は令和6年度末時点で281組織であり、このうち130組織が法人化しています。また、構成員の平均年齢は70.9歳と高齢化が進んでおり、若手の参画を促し、組織の世代交代と活性化を図ることが急務です。
- 今後も農業従事者の減少が見込まれる中、地域農業を維持するためには、集落営農法人へ農地を集積する必要があります。一方で、経営規模の拡大に伴い、管理業務の増加や作業効率の低下といった新たな課題も顕在化しており、今後、スマート農業の導入等による省力化・効率化の推進が求められます。
- 中山間地域では、農地が狭小で作業条件の厳しいほ場が多く、構成員の高齢化や販売価格の低迷による生産意欲の低下も相まって、集落営農組織単独での農地維持が困難となりつつあります。今後は、地域内外との連携や支援の仕組みを強化し、持続可能な農地管理体制の構築が求められます。

具体的な施策**①集落営農等の組織化の促進**

- 集落営農の組織化を目指す集落や、農業支援グループの組織化を目指す団体に対して、話し合い活動による合意形成や、必要な取組への支援を行うことにより、新たな組織の立ち上げを支援します。



集落営農研修会

②人材確保と育成

- 将来の地域農業を担う人材の確保と育成を図るため、新規就農者等の若手農業者の受入体制の整備や研修機会の充実を進めるとともに、ベテラン農業者による技術指導体制の構築を支援し、知識・技術の円滑な継承を促進します。
- 若手リーダーの計画的な育成、外部研修への参加支援、資格取得の奨励等を通じて、構成員のスキル向上と組織の活性化を図ります。
- 世代交代を見据えた組織体制の整備や、定期的な意見交換の場の設置を通じて、組織内のコミュニケーションの活性化と結束力の向上を図ります。



農業機械の操作研修会

③経営基盤の強化

- 農地の集積・集約化を推進するとともに、地域の実情に応じた共同利用機械の導入支援等を通じて、作業の効率化とコストの削減を図り、集落営農組織の経営安定と生産性の向上を支援します。
- スマート農業や高収益作物の導入により、作業の効率化や経営の安定化を図ることで、若年層にも魅力ある農業環境の整備や、円滑な農業継承につなげます。
- 組織の法人化を支援する体制を整備し、法人化に必要な手続きの支援や、経営改善支援を行うことにより、組織の持続的な発展を図ります。



集落営農組織活動

④外部連携の強化

- 地域の担い手や近隣の集落営農組織との連携・統合を支援することで、経営規模の拡大と経営の効率化を図り、地域農業の担い手としての機能を強化するとともに、関係機関と連携し、補助制度の活用や栽培技術の向上を支援します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進**展開方向3** 2) 地域資源を活用したスモール農業の推進

- 本県農業の大半を占める副業的農家や自給的農家が、小規模な農地でも農業を継続できるよう、地域特産物や産地直売施設などの地域資源を活用したスモール農業を推進します。
- 地域の小規模生産品目や特用作物の探索や情報収集、栽培や商品開発などの産地の取組を支援します。

現状と課題

- 本県農業は、自給的農家や副業的農家などの兼業農家等が約9割を占めており、小規模な農業を営む農家が多い特徴があります。
- これらの小規模農業者は、産地直売施設等へ出品する農産物づくりなどに取り組んでいますが、年間販売額が50万円に満たない農家が多い現状にあり、その多くが、地域特産物や産地直売所などに出荷する農産物を栽培する、いわゆるスモール農業を営んでいます。
- 中山間地など営農条件の不利な地域では、生薬企業へ供給する契約栽培により薬用作物などが生産されています。
- 市民農園は、県民が手軽に農作業に取り組むことができる場として、また、農地の利活用や食育、県民の農業に対する理解向上の観点からも意義のある取組の一つです。



産地直売所

具体的な施策

- 定年帰農者などによる小規模農地での露地野菜等の栽培に当たっては、産地直売施設と連携して、小規模農家と産地直売所のマッチングを支援するとともに、農業初心者向けの栽培講習会などを開催します。
- 薬用作物や茶等の特用作物については、商品の開発・製造など、産地の取組を支援します。
- 中山間地など営農条件の不利な農地において、小規模生産でも持続的な農地の保全につながるよう、地域に合った品目の探索・情報収集・提供を進めます。
- 市民農園へのニーズに対応するため、市民農園の開設方法等を県のホームページに掲載して広く情報提供するとともに、農地を有効活用するため、農地所有者が行う市民農園の整備を支援します。



茶栽培

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向3 3) 農地を一元管理する地域まるっと中間管理方式の導入

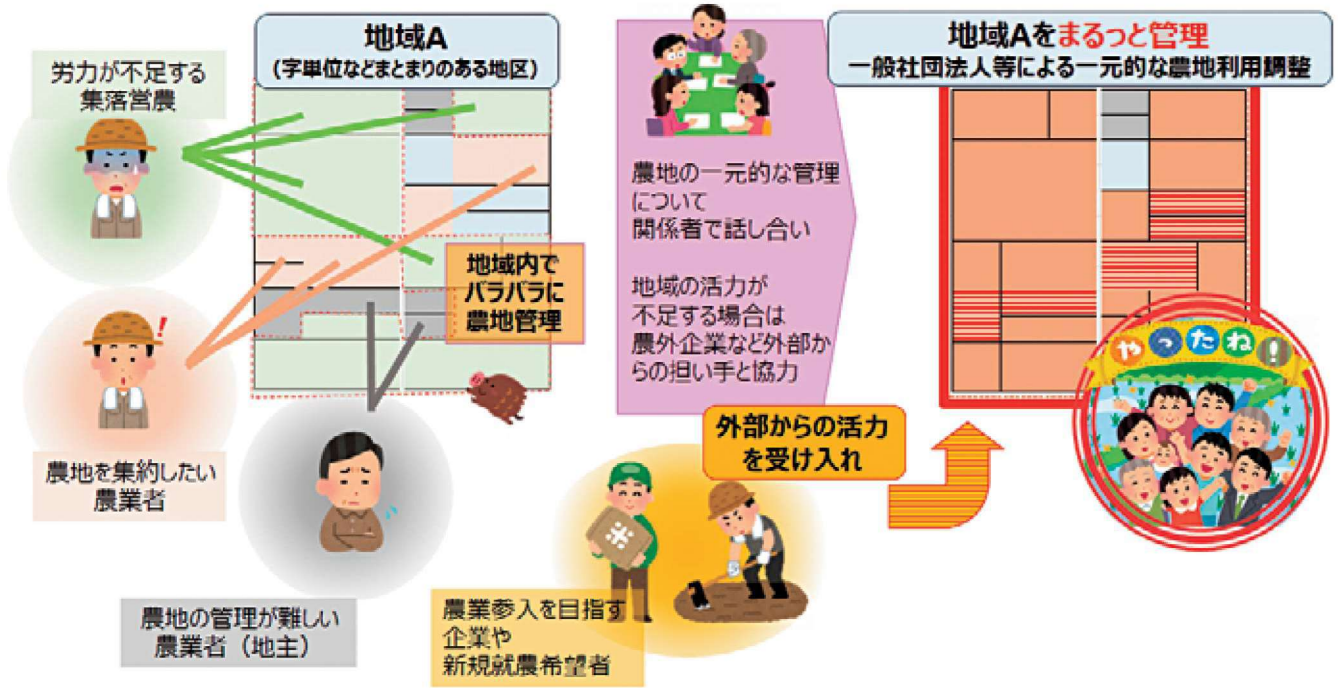
- 食料生産の基本となる農地や、農業施設等のインフラを将来にわたって維持していくため、多様な農業者を含めた担い手を確保・育成しながら、地域全体の農業を再設計し、必要に応じて地域外からの担い手等を呼び込む活動を推進します。

現状と課題

- 担い手への農地の集積が進められる一方で、個別の担い手が耕作・農地管理を拡大するには限界があり、遊休農地の増加や農地及び水路等の農業関連施設の維持管理が困難になっています。また、混住化の進行により、地域農業全体への理解が薄まっています。
- 各地域では、地域計画の策定に当たり地域の将来の農地利用の姿について協議が行われていますが、全体の7割の農地が受け手不在（令和6年度末現在）となっており、将来の農地利用に向けた意見集約は、地域の農地に関わる者全てが参画していないなど十分に行われていない状況となっています。
- 農地の受け手となる担い手や集落営農組織等が地域内にいない場合や、地域の農地問題の解決に向けて活動できる人材が不足しているなど、地域農業の将来を描くことが難しい地域においては、地域外から担い手希望者を受入れる等、将来の農地利用に向けた体制づくりが必要となっています。

具体的な施策

- 地域での話し合いを通じて、基盤整備事業の実施や中山間地域等直接支払制度の活用等、各種事業との連携強化により、持続的・効率的な営農や農業施設等のインフラ維持が行われるよう支援します。
- 地域の農地に関わる者全てが参画し、地域の農業者が自発的に将来の農地利用調整を行う体制を構築していくため、既存の集落営農組織や担い手・多様な農業者・農地の出し手など集落単位の関係者が会員となった法人といった農地集約化のために設立された組織等が、地域内の利用可能な農地を一元的に管理していくかがわ版「地域まるっと中間管理方式の導入」を支援します。
- 地域活動の調整に伴う事務や農作業を行う人材が不足する集落営農組織等に対して、地域の合意形成など調整に係る費用や、地域おこし協力隊など地域外からの人材活用について支援します。
- 将来にわたって地域全体の営農活動を行うために必要となる農業機械等の整備を支援します。



地域まるっと中間管理方式のイメージ